

2020年3月23日

お客様各位

ミレ信用組合

預金規定一部改定のお知らせ

当組合では改正民法（債権法）施行に伴い、2020年4月1日より預金規定等を改定致します。

改定後の規定は改定前よりお取引頂いているお客様にも適用されますので、あらかじめ改定内容及び改定される規定をお知らせします。

また、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえ、一部民法改正以外を理由とする改定も併せてお知らせします。

改定後の規定を当組合ホームページに掲載させていただきますので、ご確認ください。

預金規定の主な改定内容は以下の通りです。

○満期日前解約の制限の明確化

改正民法では預金について、寄託の規定を準用する事となり、「寄託者（預金者）は受寄者（信用組合）に対していつでもその返還を請求できる」規定が適用され、別段の合意がない限り定期預金の満期日前であっても解約できる事となるため、定期預金の満期日前解約の制限について明確にしました。

○成年後見人ご本人について補助・保佐・後見が開始された場合の届出の義務化

改正民法では制限行為能力者が他の制限能力者の法定代理人としてした行為は取り消すことができる旨が定められた事から、預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出を義務化しました。

○規定変更時の手続の明確化

改正民法では、規定内容を変更する時の手続要件が明確にされた事から、規定内容を変更する際における変更手続を規定上に明記しました。

○マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた主な改定内容

- ・預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めること、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合、また、各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の取引一部を制限する場合があります。
- ・1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- ・日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとし、当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとししました。